

令和7年度 第2回子ども・子育て会議 会議録

- 日 時 令和7年11月17日（月）10：00～11：05
- 会 場 沼田市役所4階 防災会議室401
- 出席委員 井口委員、井上委員、尾崎委員、小渕委員、喜多村委員、久保委員、常木委員、
萩原委員、星野委員、本多委員、牧野委員、山崎委員、渡貫委員 13名
- 欠席委員 榎渕委員、田辺委員 2名
- 事務局 北澤健康福祉部長
 - (こども課) 阿部課長、綿貫こども家庭センター長兼統括支援員、
小菅保育係長、伊藤こども相談係長、大島子育て支援係長、
 - (健康課) 鈴木課長、宇敷保健係長
- 配布資料
 - ・当日配布資料（次第、委員名簿、資料1、資料2、資料3）
 - ・第3期子ども・子育て支援事業計画書・概要版 ※新規委員
 - ・オレンジリボン
 - ・子育てガイドブック

1 開 会 司会：阿部課長

2 委嘱状交付 市長から交付

3 市長挨拶

沼田市子ども・子育て会議は平成25年11月に設置をした。子ども・子育て支援事業計画の策定や施策の実施状況などの点検・評価を行う役割を担っている。今年の3月に令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期沼田市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。今後、この計画に基づき実施する施策や進行管理を行っていただき、計画の実現について協力をお願いしたい。

現在、人口減少や少子化、働き方の多様化など、子どもと子育てをめぐる環境の変化とその対応が社会的な問題となっている。本市では令和7年4月に、こども課に「こども家庭センター」を設置した。子ども、子育て世帯、妊産婦の方に切れ目のない支援が行われるよう相談体制を強化し、関係機関と連携をしながらきめ細やかな相談対応に努めている。子どもとその家族がより暮らしやすいまちづくりを引き続き進めていく。

みなさまからの率直なご意見を賜れば幸いである。ご理解とご協力をお願い申し上げて、挨拶とさせていただく。

4 自己紹介（委員・事務局）

5 議事

(1) 会長及び副会長の選出について

- ・会長の選出について 進行：市長
会長に井上委員が選出

会長あいさつ

- ・副会長の選出について 進行：井上会長

副会長に櫛渕委員が選出

(2) 沼田市子ども・子育て会議について 進行：井上会長

事務局

※資料1により説明

この会議の位置づけは、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」の規定により設置されている。急速に進む少子化、子どもと子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、また核家族化や地域コミュニティの希薄化により、子育てに孤立感や負担感を持つ子育て家庭も増加している等、子どもと子育てを取り巻く課題がさまざまある。国はこの課題に対応するため、保育の量的拡大・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供のため、「子ども・子育て支援の新たな仕組みの創設」をめざし、平成24年8月、子ども・子育て関連3法を成立させた。

これにより、子ども・子育て支援制度と呼ばれる新しい制度がスタートしたが、この制度は社会保障制度と税の一体改革の関連として、消費税の引き上げをしながら社会保障の充実を図っていくものとしている。

この新しい制度に向け、市が取り組むこととして「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられた。この計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援法により、努力義務として子ども・子育て会議を設置することとされた。努力義務とされているが、ほぼ全ての市町村で設置されている。沼田市においても、平成25年11月から設置をしたところである。

つぎに資料の2枚目に沼田市の子ども・子育て会議条例をつけてあるが、その組織については第2条。委員の任期については審議の継続性を担保するため2年を1期としている。11月1日付で委嘱をさせていただいているので、委嘱期間は令和9年10月31日まで2年間の任期となる。

第4条については、先ほど会長と副会長選出の際に確認していただいたとおりである。

第5条については、会議は会長が招集する。第5条第2項、会議は委員の

半数以上の出席がないと開くことができない。

第3項、会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところにより決定するとしている。

また、会議の公開については、条例に定めはないが、可能な範囲で公開・公表を行うことが市の方針であり、この会議の発足時に公開についてご了解をいただいた経過があるので、引き続き原則として会議を公開とさせていただき、会議の概要についても公開させていただくこと、また会議の傍聴も可能であることをご了承いただきたい。

今年度の会議は、改選前に1回開催し、本日は2回目の会議ということになる。

～ 質疑なし ～

(3) 沼田市子ども・子育て支援事業計画について

事務局

※資料2により説明

子ども・子育て支援事業計画は、国が平成24年8月に制定をした「子ども・子育て支援法」の第61条に基づく計画になる。市町村が5年を1期とした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などについて、基本的な考え方や方針を定めるもの。沼田市では、令和7年度から11年度までを計画期間とした「第3期沼田市子ども・子育て支援事業計画」を令和7年3月に策定した。沼田市では、平成27年度に策定した第1期子ども・子育て支援事業計画から「子どもが親が地域が元気！みんなで育てる沼田の子」という基本理念をかけてさまざまな子育て支援施策に取り組んできた。計画と実施状況に大きな差がある場合や、法改正により、計画書への記載事項が追加となった場合などは計画の見直しが必要となるため、この会議で審議をお願いしたい。

この計画には、「量の見込みと確保の方策（内容）」を記載することが国で定められている。量の見込みというのは「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえて算出するニーズ量の見込みのこと。「確保の方策」は、利用定員やニーズ量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保の方策（内容）」として設定しているものになる。子ども・子育て会議においては、計画の進捗状況を毎年度ご報告させていただくので継続的に点検・評価を行っていく役割をお願いしたいと考えている。

～ 質疑なし ～

6 その他

会長 議事の他に何かあればお願ひしたい。

事務局 事務局から今年の4月に設置した「沼田市こども家庭センター」の紹介をしたい。

事務局 ※資料3により説明

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を子どもの身近な自治体で行うことが必要であるとして、令和4年6月の児童福祉法の改正により全国の市町村に「こども家庭センター」を設置するということが努力義務とされた。沼田市では、母子保健の相談支援の窓口として、健康課に「子育て世代包括支援センター」を平成29年度から設置し、児童福祉の相談支援の窓口として、子ども課に「子ども家庭総合支援拠点」を令和2年度から設置していたが、相談支援窓口を一体化した「こども家庭センター」を今年度からこども課に設置した。従来の未就学児を対象とした「子ども家庭総合支援拠点」が持つ児童福祉機能を活かしながら、一体的な組織として相談支援の方を行っている。母子保健機能については保健師や助産師など、児童福祉機能については保健師、社会福祉士、保育士等の専門職を配置し、全ての職員が子どもに関する研修を受講している。

支援の対象は妊産婦の方、18歳までの子ども、保護者であり、主な業務は、母子健康手帳の交付から乳児家庭全戸訪問、ヤングケアラーの相談支援、児童虐待対応と多岐にわたっている。

全ての国民に児童虐待通告の義務がある。児童虐待は親だけの責任ではなく、社会全体の問題ととらえ、子どもたちが安心して安全に暮らせるようにならなければならないと考えている。子育て世代が抱える問題は近年複雑化している。心配な子どもやご家庭があればつないでいただきたい。

～ 質疑なし ～

会長 毎年11月は児童虐待防止月間になっているが、年間を通して防止する気持ちでお願いしたい。虐待に限らずヤングケアラーの問題もある。こういった状況にあたるのではないかと思ったら、遠慮なく相談の窓口へつないでいただきたい。議事の他に委員から何かあればお願ひしたい。

委員 来年度から、こども誰でも通園制度が始まる。保護者の方の働き方は問わず、誰でも通園できる画期的な制度であると理解している。来年に向けて募

集をしているか。ニーズ見込みに対しての申込みの状況、また、確保ができる状況であるか。利用負担はどういった利用負担なのか。市民の方にどの程度周知されているのか。育児休業に対する部分も解消されたのかとも思っているが、その辺りの状況を聞かせてほしい。

事務局 計画における事業の確保量は、対象児童の1割程度とした。8年度からの事業実施のため、募集はこれからとなるが、実際に事業を始めてみて、もし利用者が多いということであれば対象施設を拡大するなど、中間でニーズと確保量の見直しをさせていただく。今のところ国から8年度以降の給付について示されていないが、8年度からの事業実施に向け準備を行い、利用を希望される方が全員利用できるような体制を整えていきたい。